# 市町村議会で議決した意見書（平成29年3月）

平成29年3月28日現在

| No. | 市 町 村 名 | 件名 | 議決年月日 | 頁 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 遠　野　市 | 過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める意見書 | H29.3.10 | 1 |
| 2 | 遠　野　市 | 中山間地域における農業経営支援に関する意見書 | H29.3.10 | 2 |
| 3 | 一　関　市 | 中学校卒業までの医療費窓口無料化（現物給付）を求める意見書 | H29.3.16 | 3 |
| 4 | 一　関　市 | 高齢者の自動車運転免許の返納に関する適切な対応を求める意見書 | H29.3.16 | 4 |
| 5 | 一　関　市 | 時間外労働上限と勤務間インターバル規制制度の実現を求める意見書 | H29.3.16 | 5 |
| 6 | 奥　州　市 | 「テロ等組織犯罪準備罪」を創設しないことを求める意見書 | H29.3.24 | 6 |
| 7 | 雫　石　町 | 子どもの医療費窓口無料化（現物給付）の対象拡大を求める意見書 | H29.3.23 | 7 |
| 8 | 雫　石　町 | 免税軽油制度の継続を求める意見書 | H29.3.23 | 8 |
| 9 | 葛　巻　町 | 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書 | H29.3.14 | 9 |
| 10 | 岩　手　町 | 農協改革および指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書 | H29.3.16 | 10 |
| 11 | 金 ケ 崎 町 | 南スーダンに派遣した自衛隊の撤退を求める意見書 | H29.3.21 | 11 |
| 12 | 大　槌　町 | 農協改革及び指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書 | H29.3.16 | 12 |
| 13 | 軽　米　町 | 「テロ等準備罪」の新設について慎重な検討を求める意見書 | H29.3.13 | 13 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 遠　野　市 | 【議決年月日】平成 29 年３月 10 日<br>【提　出　先】内閣総理大臣、総務大臣<br>【件　　　名】過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める意見書<br><br>　平成 27 年国勢調査の結果がまとまり、調査開始以来、初めて人口減少が明らかになった。国勢調査に基づき、人口減少率、高齢者比率及び若年者比率、財政力指数などを見直すと、新たに過疎地域に追加指定されるべき自治体が増えることが予想されている。<br>　進行する人口減少は過疎地域でより大きく、平成 27 年国勢調査における平成 22 年対比での全国の人口は 0.8%減だったのに対し、過疎地域での人口は 7.9%減であった。<br>　この現状を踏まえると、過疎地域の財政状況は厳しさを増し、過疎対策事業債の需要は大きくなることが予想される。<br>　そこで、過疎対策事業債の対象事業を拡充することなど、下記の事項について取り組むことを強く求める。<br>記<br>１　平成 27 年国勢調査に基づく過疎地域の指定に当たっては、平成 22 年の改正及び平成 26 年の改正と同様に現行過疎市町村に追加して指定すること。<br>２　過疎対策事業債の対象事業に、廃棄物処理施設等の公共施設の解体撤去及び市町村立の大学・専修学校・各種学校・特別支援学校の整備を追加すること。<br><br>　以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 遠　野　市 | 【議決年月日】平成 29 年３月 10 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣<br>【件　　　名】中山間地域における農業経営支援に関する意見書<br><br>政府の農業経営所得安定対策などのうち、米の直接支払交付金については、平成 29 年産米までの時限措置となっており、平成 30 年産米からは、米の生産量目標の廃止と併せて、当該交付金についても廃止するとしている。<br>一方で、農業者の高齢化が進み、水田農業の担い手も著しく減少している状況にある。特に、中山間地域においては、小規模な面積の未整備水田が多く、地域農業を守るとの責任感を持って、数少ない担い手が水田等を苦労しながら耕作しているのが現状である。<br>政府は、ＴＰＰ関連対策として、産地パワーアップ事業や畜産・酪農収益強化整備等特別対策事業などにより、農業経営体の規模拡大などを支援しており、平成 31 年度からは収入保険制度の運用開始を目指しているが、中山間地域における水田農業の担い手の経営を支える施策は十分とは言えない。<br>また、米の直接支払交付金の平成 29 年度予算（概算決定）として 714 億円が計上されているが、当該交付金が廃止される平成 30 年度以降は、この財源を活用して、中山間地域における水田農業の担い手の経営安定を支援していくことが強く求められている。<br>ついては、下記の事項について、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。<br>記<br>１　水田への直接支払交付金を活用した「水田フル活用」施策をさらに強力に推進し、中山間地域における担い手の経営を支援すること。<br>２　農地の多面的機能維持・発揮を進めるため、日本型直接支払制度の交付単価アップや耕作放棄地対策など、さらなる支援策の充実を図ること。<br>３　今後も農家への収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）を継続していくこと。<br>４　農業の担い手育成とその確保を進め、認定農業者や営農組合（法人化を含む）への強力な支援策を図っていくこと。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 一　関　市 | 【議決年月日】平成 29 年３月 16 日<br>【提　出　先】岩手県知事<br>【件　　　名】中学校卒業までの医療費窓口無料化（現物給付）を求める意見書<br><br>子どもの医療費無料化は、子育て中の親にとって切実な要求であり、その実現に向けた運動が取り組まれています。<br>岩手県は、平成 28 年８月から就学前の子どもの医療費の現物給付（入院に限り小学校卒業まで）が開始されました。しかし、市民の間では子どもの医療費について、「早く乳幼児と同じように、窓口負担をなくしてほしい」と対象年齢の引き上げを願う声が広がっています。<br>現在、各自治体の努力によって、子どもの医療費助成制度が実施されていますが、対象年齢や所得制限など自治体によって大きな格差が存在しているのが実態です。しかし、そういう状況の中でも、県内 22 市町村ではすでに中学校卒業以上の子どもの医療費助成が実現しています。<br>こうした状況を鑑み、自治体間格差を解消するためにも岩手県の施策の充実は重要となります。<br>また、子どもを安心して産み育てることのできる社会の実現をめざすには、国による支援が必要不可欠です。<br>よって、一関市議会は、下記の事項について強く求めるものです。<br>記<br>１　子どもの医療費助成制度の窓口無料化方式（現物給付）を現行の就学前から中学校卒業まで拡充すること。<br>２　国として全国一律の子どもの医療費窓口無料化制度を創設するよう、国に要請すること。<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
|---|---|
| 一　関　市 | 【議決年月日】平成 29 年３月 16 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国家公安委員会委員長<br>【件　　　名】高齢者の自動車運転免許の返納に関する適切な対応を求める意見書<br><br>高齢者社会の進展に伴い、高齢運転者が増加しているが、体力や認知機能の衰えにより、自動車の運転に不安を持つ高齢者も多く、全国的に高齢運転者による重大な交通事故が頻発し、大きな社会問題になっている。<br>平成 29 年３月から改正道路交通法が施行され、75 歳以上の高齢運転者に対し、免許更新時のみならず、一定の違反をした場合には、認知機能検査を実施し、認知症の恐れがあるとした場合は、医師の診断が義務化されるなど、高齢者運転対策の推進が図られる。<br>このような中、自動車運転免許を自主返納する高齢者数は増加しているが、当市のような広大な面積を有する中山間地域では、公共交通が行き渡らない地域も多いことなどから、返納後の日常生活における移動に不安が多く、高齢運転者は、返納の意向があっても、自動車に頼らざるを得ない状況となっている。<br>高齢運転者の自動車運転免許の返納を促進するためには、高齢者が自動車に依存することなく、免許返納後も日常生活に支障なく暮らせる環境の整備が必要である。<br>よって、国においては、高齢者の自動車運転免許の返納を促進するため、下記の措置を講じるよう強く要望する。<br>記<br>１　認知症の検査が大幅に増加することが予想されることから、検査体制に万全の措置を講じること。<br>２　地方公共団体が実施する、自動車運転免許返納者に対する公共交通利用支援の取り組みに対して、財政支援の拡充を図ること。<br>３　地方公共団体や交通事業者が行う、コミュニティバスなどの運行、導入など、公共交通体系構築に向けた取り組みに対して、財政支援措置を講じること。<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 一　関　市 | 【議決年月日】平成 29 年３月 16 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣<br>【件　　　名】時間外労働上限と勤務間インターバル規制制度の実現を求める意見書<br><br>2015 年 12 月、日本を代表する広告代理店電通の 24 歳の女子社員が自殺をしました。昨年、厚生労働省及び東京労働局は過労死と断定し、本社と支社を一斉に捜索しました。<br>一関市内に母の実家を持つ前途有望な若い派遣労働者が 1999 年に過労自殺を遂げ、その母親が裁判でたたかい勝訴しました。<br>しかし、こうした過労死・過労自殺が後を絶ちません。2015 年度の過労死 96 件・過労自殺 93 件、合計 189 件(未遂も含み)で、過労自殺が増加傾向にあります。<br>大きな利益を上げている企業で、このような常軌を逸した働かせ方を強いていることを改善するために法的な規制を強める必要があります。<br>安倍内閣は「１億総活躍社会」「働き方改革」を掲げていますが、看板倒れかつ後退する内容も出ています。２月に発表された政府案は「臨時的な特別な事情がある場合として、労使合意して協定を結べば残業平均 60 時間・年間最大 720 時間」までの時間外労働を合法とし、さらに繁忙期「一時的に事務量が増加する場合は１カ月 100 時間」までは容認する内容が検討されております。また、働く時間と次の働く時間との間に一定の休養時間をとる「勤務間インターバル規制制度」も見送りするとの意見が企業から出ています。国際労働機関（ＩＬＯ）は、98 年も前に、労働時間は１日「８時間」と第１号条約として成立させました。日本でも労働基準法で「１日８時間」と定めています。例外として繁忙期の時間外労働は「１日２時間・週 45 時間・年間 360 時間」(厚労省限度基準告示)が定められています。<br>憲法第 25 条「国民は誰でも健康で文化的な生活を営む権利を有する」を現実の仕事に生かし、生活のため退職後も働かなければならない高齢者そして「ワークライフバランス」を実行する働き方ができることを若者に保障するために、政府が下記の事項を実施するよう求めます。<br>記<br>１　内閣が提出している労働基準法「改正」法案にある「労働時間規制の適用除外制度の導入」「裁量労働制の対象拡大」「フレックスタイム制度の清算期間の延長」は撤回すること。<br>２　労働基準法について以下の規制を行うこと。<br>⑴　時間外労働と休日労働合わせて「週 15 時間・月 45 時間・年 360 時間」とすること。また、３６協定の特別協定の制度は廃止すること。<br>⑵　ＥＵ労働時間指令を参考に、11 時間以上の休息時間を与える「勤務間インターバル規制制度」を導入すること。<br>⑶　夜勤・交替制労働時間を日勤労働者より短くすること。<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 奥　州　市 | 【議決年月日】平成 29 年３月 24 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣<br>【件　　　名】「テロ等組織犯罪準備罪」を創設しないことを求める意見書<br><br>政府は、テロ対策を口実に共謀罪いわゆる「テロ等組織犯罪準備罪」法案を国会に提出したが、この法案は、国民の思想や良心の自由の制限につながる重大な問題を含んでいる。<br>この法案は、憲法で保障されている思想・信条内心の自由を侵すことはもとより、犯罪の被害が生じた場合にはその行為を懲罰するという近代刑法の原則に反する。また、特定の犯罪が実行される危険性のある合意が成立しているかどうかを捜査するため、市民の会話やメールなどを警察が違法に盗聴することで、監視する社会を生み出すとともに、自白の強制、司法取引による嘘の通告などによる冤罪が増大するおそれがある。<br>テロ等組織犯罪準備罪の対象とされる組織的犯罪集団の定義も曖昧で、幅広い市民運動や労働運動が監視・弾圧の対象となる危険性が払拭されていない。３月８日の参議院予算委員会において、金田勝年法務大臣が、「準備行為を伴う形での合意を処罰することは事実」であると答弁したように、実際に準備行為を行わなくても、「合意」、すなわち内心を処罰するというのは、過去３回廃案になった共謀罪そのものと何らかわらない。<br>この間、政府が主張してきた「一般人は対象にならない」、「準備行為を入れて想定した」、「共謀罪を創設しないと国連組織犯罪防止条約を批准できない」、「テロ対策ができない」、「東京オリンピック・パラリンピックが開催できない」などの謳い文句は、国会審議を通じて嘘やごまかしであったことが既に明らかとなっている。<br>さらに、金田勝年法務大臣は、あろうことか、「議案がでた後に審議すべき」などと、国会での審議を封鎖・妨害する内容の文書をマスコミに流した。これは、審議統制、国会軽視、議会制民主主義の否定の姿勢の表れである。このような人物を法務大臣に任命した安倍首相の責任は重大である。即刻辞任させるべきである。このような状況で法案を審議することは到底納得できない。<br>よって、「テロ等組織犯罪準備罪」を創設しないことを強く求める。<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 雫　石　町 | 【議決年月日】平成 29 年３月 23 日<br>【提　出　先】岩手県知事<br>【件　　　名】子どもの医療費窓口無料化（現物給付）の対象拡大を求める意見書<br><br>岩手県における子ども医療費助成事業等は、子どもが安心して医療を受けられる制度であり、本町においても有意義な制度であります。<br>現在、岩手県では子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業並びにひとり親家庭医療費助成事業において、就学前児童の未就学児、妊産婦を対象に、全県統一で、平成２８年８月診療分から現物給付を実施しておりますが、それ以外は、約２か月後に登録した口座に振り込まれる自動償還払い方式となっています。<br>子育て世帯においては、たとえ後日、口座に振り込まれるとしても、医療費の２割ないし３割の自己負担は重く、経済的困難を抱えた家族からは、受診を控えるといった声もあります。病気の早期受診は、病状の悪化を防ぐためにも非常に重要であります。<br>子どもの医療費の窓口無料化（現物給付）制度は、平成２８年１０月６日付けの厚生労働省保険局「乳幼児等に係る医療費の援助についての追加調査」によると未就学児以下で全国自治体の約７５％で実施されており、隣接の宮城県においては、平成２７年４月診療分から給付方式を県下統一ですべて現物給付方式としております。<br>現在、岩手県において、一部ではありますが未就学児及び妊産婦を対象に実施されたことは大いに歓迎するところであります。現物給付のさらなる対象拡大を県において実施されますよう、本町議会は、下記の内容で要請します。<br>記<br>１．子どもの医療費助成は、子育て支援の観点から、給付方式をすべて現物給付にするよう、県の主導により早期に実現してください。<br><br>以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
|---|---|
| 雫　石　町 | 【議決年月日】平成 29 年３月 23 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣<br>国土交通大臣<br>【件　　　名】免税軽油制度の継続を求める意見書<br><br>これまで、農業をはじめ観光レジャー産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正に伴い、平成３０年３月末で廃止される状況にあります。<br>免税軽油制度は、軽油取引税（１リットルあたり３２円１０銭）を免税する制度で、船舶、鉄道、農業用機械や倉庫港湾での荷役用途車両など道路を使用しない車両、機械については免税が認められてきたものであり、当町においても、索道事業者が使うスキー場のコース整備のためのゲレンデ整備車、人工降雪機、ゴルフ場の管理車両、機械等の軽油について申請に基づき免税が認められてきており、大きな援助制度となっていたものです。<br>この制度がなくなれば、本町の基幹産業である農業及び観光産業が大きな負担を強いられ、折からの震災の影響、原発風評とも相まって、事業の経営維持に支障を生じるとともに、収益の悪化は地域経済にも計り知れない悪影響を与えることとなります。<br>よって国においては、免税軽油制度が継続されるよう強く要望するものです。<br><br>以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
|---|---|
| 葛　巻　町 | 【議決年月日】平成 29 年３月 14 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣<br>【件　　　名】地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書<br><br>地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。<br>また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。<br>しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。<br>こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。<br>よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 岩　手　町 | 【議決年月日】平成 29 年３月 16 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣<br>【件　　　名】農協改革および指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書<br><br>農協改革は、真に農業者の立場に立った創造的自己改革を基本とし、組織における自己改革の取り組みを尊重し、生産現場の実態や農業関係者の意見、長期的な展望を踏まえた丁寧な議論により進めるべきである。<br>また、指定生乳生産者団体制度および生産者補給金は、需要に応じた生乳生産と合理的な集送乳を通じて酪農経営の安定と所得増大をはかる仕組みであり、特に中山間地域等の条件不利地で経営を行っている酪農家にとっては、極めて重要な制度である。<br>ついては、農協改革および指定生乳生産者団体制度の改革においては、本県および当地域の農業振興や農業所得増大の視点からも、国は、次の事項について取り組むよう強く要望する。<br>記<br>１．農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合原則を無視した不当な介入は行わないとともに、現実的ではない事業・組織の見直しを強要しないこと。<br>２．指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性をふまえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な取組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 金ケ崎町 | 【議決年月日】平成 29 年３月 21 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣<br>【件　　　名】南スーダンに派遣した自衛隊の撤退を求める意見書<br><br>政府は、昨年１１月１５日、南スーダンのＰＫＯ（国連平和維持活動）への陸上自衛隊派遣部隊に、「駆け付け警護」と「宿営地共同防護」の新任務の付与について閣議決定し、青森、宮城、岩手、秋田各県の部隊などから選ばれた合計約３５０人を１２月中旬までに派遣しました。<br>自衛隊のＰＫＯ活動に際しては、紛争当事者間で停戦合意が成立していることなどの「ＰＫＯ参加５原則」が保たれていることが前提条件となっています。<br>しかし、自衛隊が駐留している南スーダンの首都ジュバでは、昨年７月に政府軍と反政府勢力軍の大規模な戦闘が発生し、現在も緊迫した状況が続いております。<br>南スーダン反政府勢力の指導者である前副大統領は、「７月に起きた戦闘で、和平合意と統一政権は崩壊した」と表明しています。また、国連特別報告書が「停戦合意は崩壊している」と断じるなど、自衛隊の「ＰＫＯ参加５原則」は保たれているとは言い難く、ＰＫＯ派遣部隊の安全確保がきわめて困難な状況にあると言わざるを得ません。<br>昨年７月の戦闘の際にＮＧＯ関係者を襲撃したのは政府軍であったといわれており、「駆け付け警護」の任務を付与された自衛隊が国家または国家に準ずる組織を相手に武器を使用する事態となることも考えられます。このような場合、日本政府の見解によっても「武力行使」に該当する可能性が出てきます。<br>さらには、国連事務総長が国連安全保障理事会で、「南スーダンでジェノサイド（大量虐殺）が始まってしまう」と警告しているように、今後、政府と反政府勢力双方の軍事作戦が拡大されることも危惧されております。<br>以上から、国に対し、「ＰＫＯ参加５原則」が保たれず、ＰＫＯ派遣部隊の安全が保障されていない南スーダンから自衛隊を撤退するよう求めます。<br><br>以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 大　槌　町 | 【議決年月日】平成 29 年３月 16 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣<br>【件　　　名】農協改革及び指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書<br><br>　農協改革は、組織における自己改革の取り組みを尊重し、生産現場の実態や農業関係者の意見、長期的な展望を踏まえた丁寧な議論により進めるとともに、指定生乳生産者団体制度の改革については、需給調整の実効性と公平性の確保が図られるよう強く要望する。<br><br>　理由<br>　平成 28 年 11 月 11 日、規制改革推進会農業ワーキング・グループから、「農協改革に関する意見」が公表された。その内容は、ＪＡ全農の農産物委託販売の廃止と全量買取販売への転換や、信用事業を営むＪＡを３年後を目途に半減させる等、自主・自立を原則とする協同組合への不当な介入と言わざるを得ないものであったが、その後の与党との調整により、現実的ではない事業・組織の見直しについては排除されるに至った。<br>　中山間地を抱えた当地域において、ＪＡはなくてはならない組織であり、農業振興や地域経済の維持・発展、地域住民のコミュニティーに大きな役割を果たしている。今回の提言のように、ＪＡの解体を招くような事業及び経営への介入は、到底承服することができない。農協改革は、真に農業者の立場に立った創造的自己改革が基本であることを前提に進められるべきである。<br>　また同日、農業ワーキング・グループは「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」もあわせて公表した。指定団体以外に出荷する生乳への補給金の交付や指定団体への全量委託の原則廃止などが主な柱であり、その後の与党との調整により、一定の条件整備を前提に補給金の交付対象者拡大と生乳の部分委託の拡大が容認された。<br>　指定生乳生産者団体制度及び生産者補給金は、需要に応じた生乳生産と合理的な集送乳を通じて酪農経営の安定と所得増大を図る仕組みであり、特に中山間地域等の条件不利地で経営を行っている酪農家にとっては、極めて重要な制度である。<br>　よって国においては、次の事項について取り組むよう強く要望する。<br>記<br>１．農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合原則を無視した不当な介入は行わないとともに、本県の農業振興や農業所得増大の視点からも、現実的ではない事業・組織の見直しを強要しないこと。<br>２．指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性を踏まえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。<br><br>以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 軽　米　町 | 【議決年月日】平成 29 年３月 13 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、法務大臣<br>内閣法制局長官<br>【件　　　名】「テロ等準備罪」の新設について慎重な検討を求める意見書<br><br>政府は、２０２０年の東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、「テロ対策」は最重要課題の一つであるとし、テロ行為防止のための国内法整備の一環として、「テロ等準備罪」の新設が検討されています。<br>しかし、現在、わが国の現行法においてもテロ行為等の準備行為を処罰する規定が存在しており、現行法の規定に加えて、テロ行為等の準備行為の処罰を一般化する必要性や合理性が明らかにされなければなりません。<br>また、「テロ等準備罪」は、一般国民が犯罪を実行していなくても、犯罪を行うことを相談・計画すれば、それ自体が罪とされたり、「テロ」とは関係のない公職選挙法や道路交通法、窃盗、詐欺などを含め、集団の定義もあいまいで、一般の国民団体や労働組合なども捜査の対象になりかねません。犯罪の主体を「組織的犯罪集団」とする、対象となる罪を絞り込む、構成要件に準備行為を加えるなどの対応を図るとされていますが、様々な懸念があると指摘されています。<br>犯罪が起こる前から捜査すれば、思想・良心・言論など憲法が保障する基本的人権を侵すことになります。<br>加えて、未遂に至らない段階の行為の処罰範囲を拡大することから、捜査機関による監視等の拡大につながる恐れがあることも懸念されています。<br>よって、軽米町議会は、日本政府に対し、「テロ等準備罪」の新設について、国民的議論を深め、幅広い観点から慎重に検討することを強く要望します。<br><br>以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。 |